

令和6年度 MICE 受入体制強化等事業「人材確保用動画」 制作業務 業務委託企画提案コンペティション応募要綱

令和6年度 MICE 受入体制強化等事業「人材確保用動画」制作業務(以下「本業務」という。)の委託の実施について下記のとおり公示する。

(目的)

第1条 沖縄 MICE ネットワーク (以下 OMN)では、MICE を通じて沖縄県の経済発展に寄与すべく、経済界・学術機関・行政機関などが連携し設立・運営している組織である。「令和6年度 OMN MICE 産業部会」のテーマは人材育成、人材確保となっており、MICE の人材確保を積極的に行おうとする企業・団体を中心に、各種情報交換や円滑なネットワーク構築を図り、本県における MICE 人材の増加を狙う将来的な人材育成・確保を目的とした活動を行っている。

本業務は、OMN 産業部会にて令和5年度に作成した人材確保用 WEB ページに掲載する動画を作成するもので、MICE の魅力について映像を用いた動画を制作することで、MICE 業界を選ぶキッカケとなることを目的として実施するものである。

(企画内容)

第2条 本事業の概要および委託業務の内容は以下のとおり。

- (1) 事業名：令和6年度 MICE 受入体制強化等事業「人材確保用動画」制作業務
- (2) 契約期間：契約締結日～令和7年3月7日（金）
- (3) 業務内容：別途『仕様書』を参照
- (4) 委託予算規模：1,250,000 円以内（消費税および地方消費税含む）

(参加資格)

第3条 本企画提案コンペティションの参加資格は、次の要件を全て満たす企業または団体（以下、「企業等」という。）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者。
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」と略記）

- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない企業等であること。
- (4) 沖縄県内に本社または支店、営業所等を有し、自社内で本事業業務が実施できること。
- (5) MICE に関する知見を有し、かつ本業務の事業内容を的確に実施する能力を有すること。
- (6) 過去に官公庁および関係団体から受託した類似事業の実績（沖縄県内または他都道府県）を有すること。
- (7) 本業務を運営するにあたっては、正副 2 名以上の専任の担当者を割り当て、必要に応じて一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (8) 本業務に企画提案するにあたっては次の事項に留意すること。
 - ① 複数の企業等で共同企業体を構成して応募する場合は、幹事社を選定すること。
 - ② 1 社につき 1 提案の応募とし、1 つの企業が複数の共同企業体を通じて 2 企画以上提案することはできない。
 - ③ 共同企業体等、複数の企業により構成される場合、共同企業体協定書（任意書式）及び構成企業全ての会社概要を提出すること。
- (9) 共同企業体を構成する場合、幹事社となる事業者は本条第 4 号に該当する企業等であること。
また、共同企業体を構成するすべての事業者は本条第 1 号から第 3 号までの要件を満たす企業等であること。
- (10) 沖縄県から指名停止措置を受けていない企業等であること。

（提出書類）

第 4 条 本企画提案コンペティションに参加する企業等は、次に掲げる書類（本条第 1 号に掲げる質問書を除く。）を提出期限までに OCVB へ原本を郵送もしくは持参にて提出しなければならない。FAX、電子メール等での提出は受け付けない。

- (1) 応募に係る質問書（様式第 1 号）および回答
 - ① 提出期限／令和 6 年 10 月 10 日（木）12:00 必着
 - ② 所定の様式（様式第 1 号）に質問事項を記入後、電子メール添付にて OCVB 担当者へ質問すること。
 - ③ 電子メール以外での質問は受け付けない。
 - ④ 回答は「おきなわ MICE ナビ」ウェブサイト上にて行う。
- (2) 企画参加申込書（様式第 2 号）提出期限及び提出方法
 - ① 提出期限／令和 6 年 10 月 18 日（金）12:00 必着
 - ② 提出場所／一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー海外・MICE 事業部 MICE 推進課 宛（担当：有馬、小野、加治工）

(3)応募書類の提出期限及び提出方法

- ①提出方法 第5条に定めるすべての書類を下記提出先まで郵送または持参にて提出すること。
- ②提出先 〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2階
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
海外・MICE 事業部 MICE 推進課（担当：有馬、小野、加治工）
- ③提出期限／令和6年10月25日（金）12:00 必着

(4)企画審査会スケジュール

- ①一次（書類選考）企画審査会
一次審査会実施予定日：令和6年10月28日（月）
- ②二次（プレゼンテーション）企画審査会
二次審査実施予定日：令和6年10月30日（水）
二次審査実施予定会場：産業支援センター会議室 306

- 2 前項第2号に定める参加申込書（様式第2号）を提出した後、諸般の事情により本コンペティションへの参加を辞退する場合は、前項第3号に定める応募書類の提出期限までに参加辞退申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

(応募書類)

第5条 本コンペティションの企画提案応募に際し、提出する書類は以下の通りとする。なお、第1号から第9号に掲げる書類は各9部提出すること。

(1)企画提案提出書（様式第3号）

共同企業体として提案する場合は、様式3の項目3～5について構成事業者全社分を提出すること。

(2)企業等の概要（任意様式）

共同企業体として応募する場合は、構成する企業等すべての概要を提出すること。

(3)委託業務実施体制表（任意の書式）

委託業務の実施に携わる担当者の所属企業等、氏名及び担当業務の一覧を記入すること。また、構成する各企業等の役割を明瞭に記載すること。

(4)評点概要書（様式第4号）

(5)適格性確認書（様式第5号）

(6)個人情報の管理体制等報告書（様式第7号）

(7)企画提案書

別添の仕様書に示した内容に基づいて企画提案書を作成し、提出すること。なお、仕様書は本事業の実施内容の目安を示したものであるため、応募者は要求された仕様の実現方法及び提案内容

を明瞭簡潔に記載すること。また、企画提案書の作成にあたっては、以下の様式及び項目をすべて満たすことを要する。

(ア)様式はA4判横置き・長辺綴りの形式とし、表紙・目次を省く両面印刷で10枚(20ページ)以内とする。

なお、製本やカバー等を行わず、長辺2か所をパンチングで綴ること。(綴じ方の例は右図参照)



(イ)仕様書「5. 業務内容」に記載されている内容を満たすこと。

企画提案書内に業務の工程表を記載すること。契約日を令和6年11月6日と仮定し作成すること。

(8)提案概要書(任意の書式)

前号に定める企画提案書の内容をA4判横置き1枚にまとめた概要書を作成し提出すること。

(9)予算見積書

委託業務に係る人件費、素材費及び機材費等について、所要経費の見積書を作成すること。なお、見積金額の単位は円とし、合計金額には消費税(10%)の額を含むが、委託業務の総経費に係る消費税については1円未満の端数がある場合、切り捨てて計算することとする。また、見積書の作成にあたっては、以下の項目をすべて満たすことを要する。

①見積書には事業者名を表記の上、代表者印を押印したものを提出すること。

②各項目別の一式表記及び内訳明細を記載すること。

2 前項に掲げる書類(以下「応募書類」という。)の作成等に関する費用は、応募者の負担とする。

3 提出された応募書類は返却しない。

4 応募書類に不備または不足がある場合は、次条の審査において減点の対象となる。
なお、不備・不足の程度が著しい場合は、審査の対象から除外することがある。

5 応募書類の提出後は、記載された内容の変更及び追加は認めない。ただし、OCVBによる疑義照会を行った結果、OCVBから記載の補正を求めた場合はこの限りではない。

6 提出期限までに提出のあった書類について、以下の各号のいずれかに該当すると思料される場合は、提出日から1次審査実施予定日の前日までの間に、OCVBより疑義照会を行うことがある。

(1)見積金額が第4条第5号に定める金額を超過している場合

(2)提出書類に記載された内容に虚偽が疑われる場合

(3)本要綱に違反または著しく逸脱したものと疑われる場合

(4) その他不正行為の疑いがある場合

7 疑義照会を経てもなお、前項各号のいずれかに該当するものと認められる場合には、当該応募を無効とし、今後 OCVB への企画提案を受け付けないものとする。

(審査)

第6条 提出された企画提案に係る審査は次の過程により実施する。

(1) 1次審査を企画提案コンペティション選定委員会による書面審査にて行い、上位3社を上限に2次審査進出候補者を選定する。

(2) 前号の審査で選定された企業等を対象にプレゼンテーションに基づく第2次審査を行い委託候補を選定する。プレゼンテーションの持ち時間は1提案者あたり15分、質疑応答は10分とする。

(3) 第1次審査の結果、および第2次審査の日時・会場など詳細な事項については第1次審査で選出された企画の提案者のみに通知する。

(4) 第2次審査の結果については、採択の可否にかかわらず書面により全ての企画提案者へ通知する。

(5) 企画提案に係る応募が3社以下の場合は第1次審査を省略し、第2次審査のみ行う。

(6) 1次審査、2次審査の審査内容および経過については、公表しない。

2 審査にあたっては、次の各号に定める内容に基づき総合的に勘案し評価を行う。

	評価項目	内容
(1)	業務実施内容	本事業の主旨を理解しているか。また、新しい視点や創造性を感じられる内容か。
(2)	企画・構成	訴求対象となるターゲットに十分伝わる企画・構成になっているか。
(3)	撮影編集・調整業務	・限られたスケジュールの中で、円滑に撮影ができるような内容か。 ・視聴者が飽きないような編集手法を取り入れているか。 ・著作権等の権利関係の処理が行われているか。
(4)	実施体制	実施内容及びスケジュールを踏まえた実施体制となっているか。
(5)	見積額	見積額が予算の範囲内であり、かつ明瞭、適切であるか。
(6)	過去実績	過去の類似案件実績。

3 次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外する。

- (1) 前条第7項により応募が無効となった場合
- (2) 審査の過程で本要綱に違反または著しく逸脱した場合
- (3) 提出期限までに必要書類が揃わなかった場合
- (4) その他審査の過程で不正行為があった場合

(契約の締結)

第7条 前条の審査を経て契約予定事業者（以下、「予定事業者」という。）が選定された後は、OCVB が作成した別添仕様書、予定事業者が提出した企画提案書及び実施予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で委託業務仕様書及び委託額を決定し、業務委託契約を締結する。

2 前項の協議において、OCVB と予定事業者との間における委託業務仕様や委託額等が合意に至らなかった場合は、当該予定事業者はその地位を喪失し、前条の審査における次順位の事業者を新たな予定事業者として選定し、前項の協議を経て契約を締結する。

(再委託)

第8条 本事業の実施にあたり、前条の定めにより業務委託契約を締結した事業者（以下、「契約事業者」という。）は、OCVB の事前の承認なく、委託業務の全部または一部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）してはならない。なお、OCVB が再委託を承認した場合において、再委託を行う企業等は、第5条に定める応募資格を満たしていることを要する。

(事業完了時の提出物)

第9条 契約事業者は、事業完了時に、別添仕様書に定める成果物のほか、OCVB が指定する証憑書類（支払いを証明できる書類の写し等）を提出しなければならない。

(免責事項)

第10条 本業務の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVB は一切関与しない。

(雑則)

第11条 その他、この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVB が協議して決定する。

以上